○農林水産省告示第四百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県大仙市正手沢字正手沢九の一、字釜ノ沢一五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字正手沢九の一・字釜ノ沢一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び大仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県横手市雄物川町二井山字竹ノ子沢一五三の一、一五五、一五三の三・一五四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹ノ子沢一五三の一・一五四・一五五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市岩谷麓字猿田沢九二、一六一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字猿田沢一六一の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第五十九号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三の三の規定に基づき、平成十三年経済産業省告示第七百五十八号（輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月二十五日

経済産業大臣　直嶋　正行

本則第十五号中「第九条第一号イ（二）」の下に「若しくは（六）」を加え、本則第十六号中「、ホ若しくはヘ」を「若しくはホ」に改め、本則第二十号中「又はヲ」を「、ヲ又はワ」に改める。

○国土交通省告示第二百十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大明神沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県山梨市牧丘町成沢

字竹ノ上中道上　一四一五番　一号

一四〇九番　二号

字堰口　二四四四番二　三号

二四四四番一　四号

二四四八番一　五号

一六〇二番　六号

一五七九番　七号

一五四六番　八号

一五〇六番　九号

○国土交通省告示第二百二十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小田井沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十年建設省告示第二百九十二号で指定した土地の区域を除く。）

長野県諏訪市大字湖南

字大林　二三〇三番ロ　一号

二三〇二番　二号

二三〇四番一　三号

字日向畑　二四九八番二　四号

字荒神山　二五〇七番一　五号

二五一二番一　六号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小楠川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

長野県長野市戸隠

字軍勢　一一三四番及び一一三五番

一一四八番

一一四八番一

一一五〇番一から一一五〇番八まで

一一七一番一

一一七一番三

一一七一番ロ

一一七二番

一一七三番イ及び一一七三番ロ

一一七五番から一一七七番まで

一一七八番

一一七九番イ及び一一七九番ロ

一一八〇番イ

一一八二番一及び一一八二番二

一一八三番一から一一八三番三まで

一一八三番ロ

一一八四番一から一一八四番六まで

一一八七番

一一八八番一

一一九二番二

一一九三番一及び一一九三番二

一一九四番

一一九五番一

一六六七番から一六七三番まで

一七一〇番

一七五三番

一七六四番から一七六六番まで

一八八八番ロ

一九〇五番イ及び一九〇五番ロ

一九一二番

一九一三番二

一九一四番イ及び一九一四番ロ

一九一五番

一九一六番一

一九一六番イ及び一九一六番ロ

一九一七番から一九二四番まで

字大木

字下泡原

字大橋